



2020年1月27日

各 位

会 社 名 株式会社創通
代表者名 代表取締役社長 難波 秀行
(コード：3711、JASDAQ)
問合せ先 取締役 管理本部長 根本 義紀
(TEL. 03-6386-0311)

**株式の併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更
に係る承認決議に関するお知らせ**

当社は、2019年12月19日付当社プレスリリース「株式の併合、単元株式数の定め廃止、定款一部変更及び臨時株主総会の招集に関するお知らせ」及び同月27日付当社プレスリリース「(訂正)「株式の併合、単元株式数の定め廃止、定款一部変更及び臨時株主総会の招集に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」(総称して以下「2019年12月当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式の併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、本日から2020年2月26日まで整理銘柄に指定された後、同月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2019年12月当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
2020年3月1日(予定)をもって、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式2,500,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式数
14,654,146株

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
14,654,151株
- (注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2019年10月9日に公表した「2019年8月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年8月31日現在の当社の発行済株式総数(15,000,000株)から、当社が2019年12月27日付の取締役会に基づき、2020年2月28日付で消却する予定の2019年12月27日現在当社が保有する自己株式数(345,849株)を除いた株式数です。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
20株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- 本株式併合により、株式会社バンダイナムコホールディングス(以下「バンダイナムコ」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。
- 本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てバンダイナムコに売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。
- この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数にバンダイナムコが2019年10月10日から同年11月25日まで実施した公開買付けにおける買付け等の価格と同額である3,100円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株式についての権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該定款一部変更の内容は、2019年12月当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2020年3月1日に効力が発生する予定です。

3. 本株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2020年1月27日（月曜日）
整理銘柄指定日	2020年1月27日（月曜日） ～2020年2月26日（水曜日）（予定）
当社普通株式の最終売買日	2020年2月26日（水曜日）（予定）
当社普通株式の上場廃止日	2020年2月27日（木曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2020年3月1日（日曜日）（予定）

以上